

2022年度版

営農型太陽光発電 取組支援ガイドブック

Farming photovoltaics (FPV)



写真提供: 千葉エコ・エネルギー株式会社

農林水産省

本ガイドブックについて

本ガイドブックは、農地を有効活用し、営農型太陽光発電を始めたいと考えられているみなさまが、円滑に取り組むための手引きとして利用していただくことを目的とするほか、その取組を支援する地方自治体や金融機関の皆様の参考とすることを目的としています。

そのため、営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続き、取組を支援するための制度等を紹介しています。

目次

1. はじめにP.01
営農型太陽光発電の概要を紹介しています	
2. 営農型太陽光発電 取組事例集P.03
全国の農業者が取り組む事例を紹介しています	
宮城県気仙沼市 千葉県匝瑳市 静岡県菊川市 香川県丸亀市、 長崎県佐世保市 広島県安芸高田市 兵庫県豊岡市	
3. 営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要P.08
H31～R元年度に秋田県、静岡県で実施した事業の概要を紹介しています	
4. 営農型太陽光発電を始めるには(取組フロー)P.11
農業と太陽光発電それぞれに必要な手続き等を紹介しています	
5. 営農型太陽光発電取組チェックリストP.13
事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています	
6. 地方自治体支援メニューの例P.15
全国の地方自治体から回答いただいた支援の取組を紹介しています	
7. 金融機関支援メニューの例P.20
全国の金融機関に回答いただいた支援の取組を紹介しています	
8. 国の支援施策P.41
営農型太陽光発電の取組にも活用可能な国の支援施策を紹介しています	
9. 相談窓口の紹介P.50
農林水産省に設けられた相談窓口を紹介しています	

営農型太陽光発電とは

作物の生育に適した日射量は、作物の種類によって異なります。営農型太陽光発電は、太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。

作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や6次産業化の推進が期待できます。

露地の田畑の上部にパネルを設置

隙間を空けてパネルを配置することで、下部での営農が可能です。



千葉県匝瑳市の大豆畑



静岡県静岡市のキウイフルーツ園場



香川県丸亀市の水田

パネル下での農作業

作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の設備とすることで、下部での機械作業も可能です。



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

農作業の様子を動画でも確認いただけます。

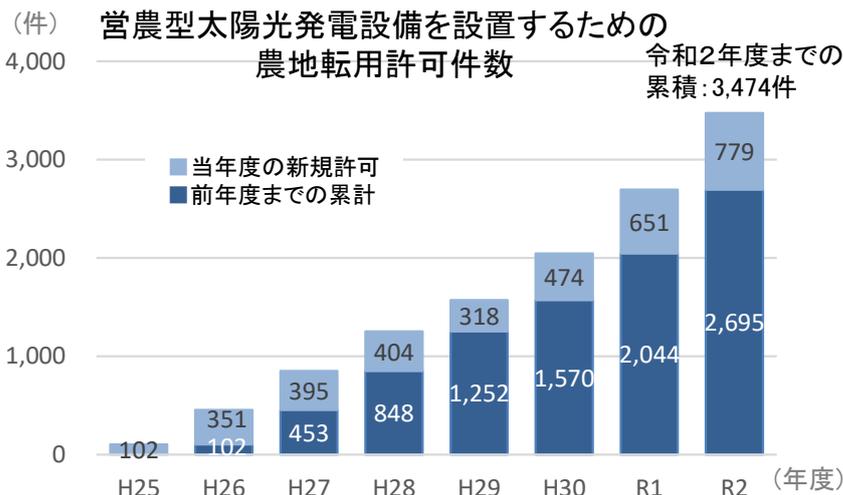


外部リンク: 福島インターネット
動画放送局

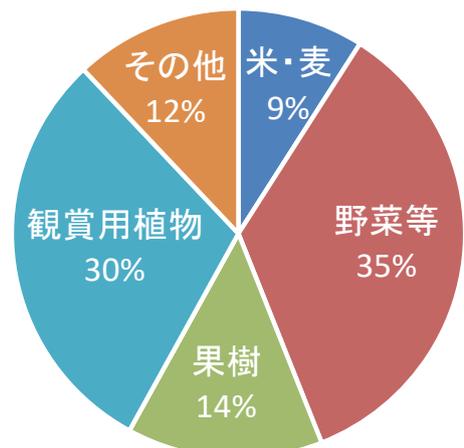


外部リンク: かなちゃんTV
(神奈川県公式)

営農を適切に継続しながら上部で発電設備を設置するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。設備設置の許可件数、面積は、令和2年度までの累積で、3,474件、872haです。



下部農地での栽培作物



営農型太陽光発電に取り組むに当たって

01 農地で営農型太陽光発電に取り組む際、どういった許可が必要？

営農型太陽光発電に取り組むに当たっては、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を継続していただく必要があります。設備の設置に当たっては、農地法に基づく一時転用許可が必要です。

また、長期安定的に発電事業を行うため、地域の方々の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。電気事業法に基づく安全対策等関係する法令を遵守する必要があります。

▶ 取組フロー(P.11)

02 どういった作物で取り組めばよい？

農作物の種類は制限はなく、様々な作物での取組事例がありますが、発電事業を行っている間、営農を適切に継続できる体制が必要であるため、農業技術が確立され、その地域の気候風土にもあっており、販路も確保しやすいという観点から、その土地や地域で通常栽培されている作物を選ぶのが望ましいと考えます。

▶ 相談窓口(P.49,50)

03 先行する取組事例を知りたい

本ガイドブックでは、各地での様々な取組事例をご紹介します。売電のみならず、地域での利用や自家利用の取組の事例もご紹介します。

▶ 事例(P.03)

04 活用できる融資、支援はある？

国の支援施策に加え、全国の自治体、金融機関に回答いただいた支援の取組を紹介しています。

▶ 自治体支援メニュー例(P.15) ▶ 金融機関支援メニュー例(P.20) ▶ 国の支援施策(P.41)

05 固定価格買取制度(FIT制度)での営農型太陽光発電の取扱いは？

他の太陽光発電と同様に事業を実施していただくこととなり、10kW以上50kW未満の事業用太陽光は、2020年度から、自家消費型の地域活用要件が設定されます。ただし、認定農業者が営農を行う場合や荒廃農地を活用する場合など、農地の一時転用許可期間が3年を超える営農型太陽光発電は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件にFIT制度の対象となります。

▶ FIT制度パンフレット(資源エネルギー庁HP)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data_kaitori.html



営農型太陽光発電の取組事例

取組事例1

営農型太陽光発電 × トマト栽培施設への電力供給

事業実施主体	株式会社サンフレッシュ小泉農園(宮城県気仙沼市)		
発電出力	200 kW	発電電力量	23万1千kWh/年
下部農地面積	22 a、ばれいしょを栽培	遮光率	68.5 %
建設費	4,780 万円	運転開始時期	H31年2月

取組概要

- 気仙沼市の南部に位置する本吉町小泉地区は、優良な水田地帯であったが、東日本大震災の津波による塩害や農業機械の流出の被害を受けたほか、護岸工事に伴い農地は震災前60haから現在40ha程度に減少。
- そのような状況下、(株)サンフレッシュ小泉農園の今野代表に、近隣の農家17戸から農地を預けたいとの話が持ち込まれ、かねてから志向していた大規模な施設園芸を事業化。同施設では、ロックウールを培地としたトマトの養液栽培を行っており、施設内では空調のほか、養液プラント、パイプレールを走る台車や機械、選果エリアのコンベア等で電気を使っている。
- 重油や電気代が年々高騰し経営を圧迫するなか、再生可能エネルギーに着目し、トマト栽培施設に隣接する未利用農地への営農型太陽光発電設備の導入、ばれいしょ栽培にいたった。
- 発電した電気はハウス内の暖房等に利用され、年間600万円ほどの電気代削減につながっている。バッテリー積載の高所作業台は夜間の充電から、太陽光発電の発電量が多くなる日中の充電に変えたり、夏場には経費削減のため使用を控えていた出荷棟の空調設備への利用もしており、職員の熱中症予防にも役立っている。

展望、課題

- 空調設備の利用の少ない時期は太陽光発電の電力供給が需要を上回ることもあり、設備のフル活用のためには蓄電池が不可欠と感じており、導入を検討。
- 営農型太陽光発電の取組に関して、低炭素プロセス下での栽培であることでブランド化につながられないか検討。

(株)サンフレッシュ小泉農園

営農型太陽光発電設備

再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム
構築事業(環境省予算)を活用し、発電設備を導入



ばれいしょの
R1年度収量: 2,785kg
(地域平均単収比84%)

露地に設置した営農型太陽光発電設備から、
施設栽培に電力を供給

トマト養液栽培施設



出荷棟内の様子



高所作業台



↑ 融資

気仙沼信用金庫

地元の子供の
収穫体験

地元の小学校や幼稚園
に収穫体験を提供し、
食育、環境教育に貢献



幼稚園からの感謝状

地域雇用を
生み出す

大規模な農業生産事業により、
地元雇用に貢献

取組事例2

営農型太陽光発電 × 災害時の非常用電源としての活用

事業実施主体

市民エネルギーちば株式会社(千葉県匝瑳市)

発電出力

35 kW

発電電力量

2万7千kWh/年

下部農地面積

6 a、大豆を栽培

遮光率

33%

建設費

1,000万円

運転開始時期

H26年9月

取組概要

- 市民エネルギーちば(株)は、千葉県内の環境や自然エネルギーに関心の高い有志により設立された、営農型太陽光発電と市民発電所設立に特化した事業者。これまで、千葉県匝瑳市を拠点に、地域主導で環境に配慮した市民発電所作りを展開。
- 匝瑳市では令和元年9月の台風15号に伴い停電が続いた。停電発生の翌日から停電が解消するまでの間、自立運転が可能であった市民エネルギーちば(株)の営農型太陽光発電設備である匝瑳第一市民発電所では、スマートフォンや携帯電話、PCの無料充電所を開設して地域に提供。口コミ等でこの取組の情報が拡がり、150名程度が充電に訪れた。充電所は、市民エネルギーちば(株)と地域の協議会(豊和村づくり協議会)とが急遽相談して共同で運営を行った。

無料充電所の様子

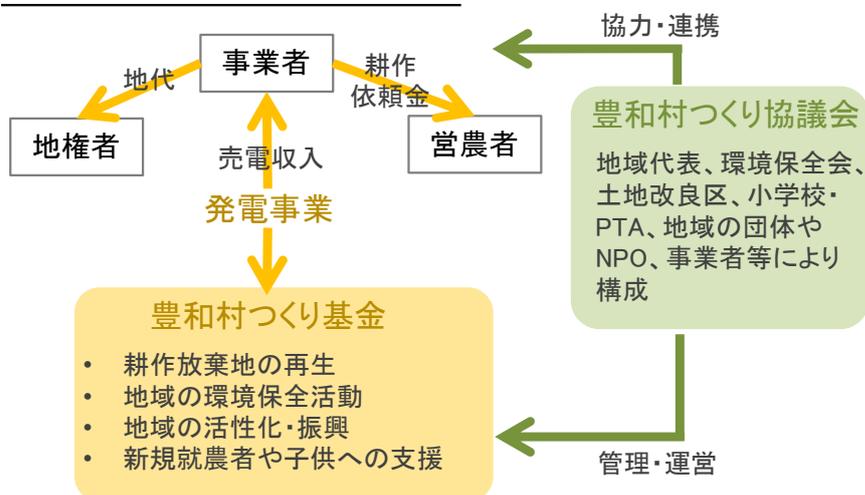


写真提供: 市民エネルギーちば(株)

展望、課題

- 後日開催された協議会定例会において、災害時の充電設備の充実やあり方、運営体制について協議がなされ、
 - 地区にある全ての営農型太陽光発電設備で、停電時における電気の地域への開放ができるよう設備改修を要請すること
 - 市や地域の自治組織と協定を結ぶ等、非常時に地域に電気を供給できる運営体制を整えること
 - 停電時には地区の発電所で充電ができることを平時から地域に周知すること
 といった方向性を確認し、台風シーズンに備えて具体的な検討を進めている。
- なお、本地区においては、発電事業者が売電収入の一部を地域支援金として地域に還元、基金として積み立て、耕作放棄地の再生や地域の環境保全活動などに活用。停電時の電気の地域への開放に向けての設備改修費用は当該基金から拠出。

農業支援と地域づくりの枠組



現在の設備の様子



旗を掲出し、災害時に無料充電所として活用できることを地域に周知

写真提供: 市民エネルギーちば(株)

＋災害時に電気を地域に開放

出典: 市民エネルギーちば(株)

取組事例3

営農型太陽光発電 × お茶栽培への架台有効活用

事業実施主体	株式会社流通サービス（静岡県菊川市）		
発電出力	782 kW	発電電力量	99万3千kWh/年
下部農地面積	170 a、茶を栽培	遮光率	40 %
建設費	2億円	運転開始時期	H26年4月

取組概要

- (株)流通サービスは菊川市の山中に位置し、茶の生産(面積7ha程度)に加え、加工、包装事業、販売までを行っている。代表の服部吉明氏は海外での販売の他、東南アジア諸国での茶栽培指導や、コーヒー生産・販売も手掛けている。
- 茶生産は、煎茶向けのほか、てん茶向け等で栽培しており、海外展開のため、県内でもいち早く無農薬・有機栽培に取組んできた。海外需要の高い抹茶に着目し、事業に共感する人を募って抹茶の原料となるてん茶を栽培する「天童愛倶里(あぐり)ふあーむ」を設立。国内市場の縮小を受け、8年前から英国へ抹茶を中心とした茶類の輸出を開始。現在は30を超える国へ輸出。
- 東日本大震災を契機に静岡茶が大暴落するなか、持続的に茶産業を継続する方法を模索。その際、発電事業を行うF.A.A(株)の川原代表と知り合い、営農型太陽光発電の知見を習得。
- てん茶や玉露、かぶせ茶で被覆栽培を行っていたことから、茶はパネル下でも栽培可能なこと、また売電収入は改植・新植した際の未収益期間の収入が確保できることに注目。耕作放棄地を借り受け、営農型太陽光発電に取り組んだ。
- 発電設備の棚にレールを設置し、太陽光発電の電力により、てん茶栽培の被覆に必要な寒冷紗を、遠隔で自動開閉できるシステムを採用し、棚設置の省コスト、省力化を実現。茶は萌芽時期の霜害防止が重要となるが、パネル下は夜間温度が高く、防霜ファンも設置していないが霜害はない。また、栽培地域一帯の土壌は粘土質だが、発電設備架台の杭に横穴を開けて土中深く埋め込んでいるため水はけがよく、生育は良好。
- 茶園を訪れた海外バイヤーは、農地での再生可能エネルギーの取組を高く評価。環境価値も評価され、持続可能性という点からも、茶を売り込む際のアピールポイントになっている。

展望、課題

- 農業をいかに継続させるかが重要であり、後継者確保のためにも農業の重労働部分の省力化が必要。発電した電気を用いて水分や気温などの環境データを観測し、自動で遮光、灌水、収穫を行う考え。また、海外バイヤーがリアルタイムで生育状況をモニタリングできるシステム等を検討。

(株)流通サービス

太陽光発電の架台を有効活用し、寒冷紗を設置



営農型太陽光発電設備



寒冷紗で遮光



架台に取り付けた寒冷紗レール



設備設置等を支援

F.A.A(株)

小学生の視察受入れ

生産から加工まで体験し、継続的な交流に

海外バイヤー視察

農地での再エネの取組を評価

地域で取組が拡大

集出荷グループに呼びかけ、地域で取組が拡大

事業実施主体	株式会社讃岐の田んぼ（香川県丸亀市）		
発電出力	444 kW(3基合計)	発電電力量	53万7千kWh/年(3基合計)
下部農地面積	60 a、水稻・麦を栽培	遮光率	25 ~ 37 %
建設費	1億1,150万円(3基合計)	運転開始時期	H28年5月

取組概要

- ・ (株)讃岐の田んぼでは、スマート農業の推進による生産性の向上、讃岐米のブランド化と輸出の実現、若手が活動しやすい環境の構築と担い手の育成を経営方針に農業経営を行っている。

- ・ 農業経営面積3.7haのうち約0.6haに3基の営農型太陽光発電設備を導入し、営農型太陽光発電とスマート農業を組合せた取組を実践している。農業のスマート化としては、農業ICTプラットフォームの導入のほか、同システムを活用した水田の遠隔操作自動水門、防除用ドローンを活用した取組を行っており、営農型太陽光発電設備の発電情報や気象環境情報を把握するために整備したICT環境が、スマート農業の実践のための基盤としても役立っている。
- ・ 営農型太陽光発電の実践は、(株)大和総研、九州大学と連携して共同研究も実施。ソーラーパネルが作物に及ぼす影響、収量を安定化させるためのノウハウを蓄積している。
- ・ 営農型太陽光発電の売電、スマート農業の基盤以外の利点として、直射日光を部分的に遮り、圃場の水温上昇を抑えることができるので、高温障害の軽減に役立っている(実際の効果を共同研究で調査中)。
- ・ 一方、トラクター等の作業効率が落ちること、作業に細心の注意を払う必要があること、疲労感が大きいことが農作業上のデメリットであると感じている。また、ドローンを用いた肥料散布では操作が通常に比べて難しくなる。

展望、課題

- ・ 売電収入を農業経営の下支えとすべく、さらなる営農型太陽光発電設備の導入を検討中。農業の後継者が農業と再エネ事業により生活ができるように展開していきたい。
- ・ 現時点では発電した電気は売電しているが、将来的には蓄電池を導入した農業への活用も検討しており、再生可能エネルギー100%でのイチゴ栽培を目指している。

(株)讃岐の田んぼ



47a(1基)、遮光率36%(可動式パネル)、水稻を栽培



6a/7a(2基)、遮光率25%、水稻・麦を栽培



気象センサー



自動水門

目標① ICT環境を利用した、水田の水管理の完全自動化

目標② 再生可能エネルギー100%(RE100)でのイチゴ栽培

連携

(株)大和総研、九州大学 など

営農型太陽光発電下での稲作及びスマート農業を研究。

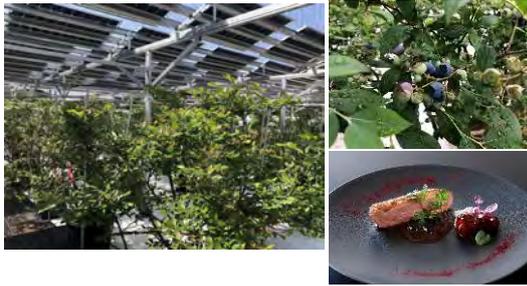
【研究内容】

日射の遮断による影響、農作業効率低下の影響、蒸発散抑制効果、高温障害軽減効果、所得のリスク分散効果 など

【生産管理クラウド(AKANE)開発】
以下の機能を統合した低コスト生産管理クラウドを開発

- ・生産、経営、ほ場管理
- ・各種ほ場データ管理(蓄積・利用)
水路、ほ場の画像、水位、水温、日照、気温、湿度、風速、雨量
- ・遠隔操作水門の制御
- ・発電状況の監視・管理

取組事例1で紹介した気仙沼市の事例のほか、営農型太陽光発電の電気の自家利用の取組を紹介します。



事業実施主体	ハウステンボス株式会社（長崎県佐世保市）		
発電出力	100 kW	発電電力量	17万 kWh/年
下部農地面積	16.8 a、ブルーベリーを栽培	遮光率	37%
電力の利用	レストラン等の園内施設の電力として利用		

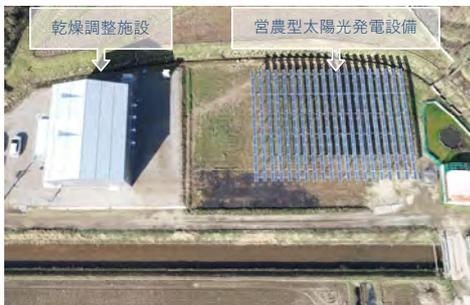
- 同社は、環境調和を理念として謳っており、自立型水素エネルギー供給システムの導入やEVバスの導入も検討している。エネルギーのみならず、食料問題にも高い関心を持っており、営農型太陽光発電はこれらを両立するものであると考えたことが取組のきっかけ。
- 太陽光発電設備下では300鉢のブルーベリーを自動灌水の養液栽培で栽培。これまで同社で営農実績があったこと、園内レストランで需要があること、観光農園としての利用の可能性もあることから、ブルーベリーを選定。人口減少が進むなか、少ない人員でも取り組めるよう、自動灌水にするほか、収穫時期を分散させるために多様な樹種を植えている。
- 太陽光パネルは両面受光のものを採用し、発電効率を高められるよう圃場には白色シートを敷いている。
- 観光農園として来園者に対する普及効果も期待され、また、佐世保市からは環境市民育成のモデルとして期待されている。大学関係者のほか、農業事業に関心のあるメーカーも視察に訪れている。



事業実施主体	株式会社トペコおばら（広島県安芸高田市）		
発電出力	95 kW	発電電力量	—
下部農地面積	37 a、麦を栽培	遮光率	30%
電力の利用	ネギ栽培施設での水ポンプ		

- 同社は、地域・農家・自然環境の三位一体農業で地域の活性化に貢献することを経営理念に、もち麦、米、野菜といった農業生産事業を展開。施設内で水耕でのネギ栽培を行っており、揚水ポンプの電力消費が課題であるなか、営農型太陽光発電に着目。
- 太陽光発電設備は水耕栽培ハウスに隣接する麦畑に設置し、発電電力全量を水耕栽培施設で自家消費。年間電力購入量の約25%が削減され、CO₂排出の削減は年間で約60tを見込んでいる。
- 太陽光設備設置は、電気代削減という経済的な効果だけではなく、太陽光発電設備下の農地で育てる作物やクリーンな電源で育てる作物が同社の持つ販路に対してPRできる材料になると考えられ、こうしたマーケティングの観点も設備導入の動機となっている。

※ 営農型太陽光発電設備は令和2年3月に設置し、電気の自家利用の取組を実施。



事業実施主体	福井農園（兵庫県豊岡市）		
発電出力	35 kW	発電電力量	—
下部農地面積	6 a、水稻を栽培	遮光率	30%
電力の利用	乾燥調整設備（乾燥機、籾摺選別機など）		

- 環境保全の取組に積極的な豊岡市において、同社は環境と経済を地域に調和させた発展性あるまちづくりに貢献する事業を模索。また、農業の後継者不足による農業経営の継続に危機感を抱いたことを背景に、商用電力の購入電力削減による生産コスト削減と低炭素化技術の農業への導入を実現させることができる、稲作における営農型太陽光発電自家消費事業を考えた。
- 水田に営農型太陽光発電設備を導入し、隣接地の作業小屋でイネの乾燥、籾刷りを行う。CO₂排出削減量は年間13.7tを見込んでいる。

※ 営農型太陽光発電設備は令和2年2月に設置し、7月から電気の自家利用の取組を実施。

営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要

平成30年度、令和元年度の2カ年間、秋田県および静岡県において、営農型太陽光発電設備下部の農地での営農実証を行いました。

1 秋田県秋田市における えだまめ の実証概要

秋田県において、えだまめは生産・販売対策を強力に推進する県の重点野菜の一つに位置づけ。特に耕作放棄地の拡大が懸念される中山間地域のモデルとして実証を実施。



設備概要

設置場所	秋田市	施設面積	8.5a
発電出力	39.6kW	遮光率	31%
支柱間隔	4.2m	高さ	3.4m

えだまめ品種:湯あがり娘

表 株の分解調査

試験区	分枝数 枝/株	節数 節/株	莢数 個/株	全重 kg/10a	収量 kg/10a
遮光率31%	2.6	23.8	55	1,726	838
慣行	3.2	25.8	62.6	2,235	1,089

注) 平均的な生育を示す代表株5株を調査
 栽植密度: 農家慣行区 5.79株/m² 実証区 4.10株/m²

・発電設備下ではやや生育量が不足し、開花期も2日程度遅くなる等生育への影響があるが、**収量、品質は慣行と同等と推定**
 ・機械作業は可能であるものの、支柱に注意して作業をする必要があり、**作業時間が増加**

写真 実証区、農家慣行区のえだまめ



秋田県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189>

2 静岡県における 茶、ブルーベリー、キウイフルーツ の実証概要

静岡県において、特産品である茶等について、園地の上空への太陽電池(パネル)の設置が、育成環境にもたらず影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。

茶



設備概要

品種: かなやみどり

設置場所	島田市	施設面積	4.6 a
発電出力	22 kW	遮光率	50 %
支柱間隔	3 m	高さ	2.8 m

表 茶の新芽の生育状況

試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

- ・50%程度の遮光でも、収量や品質に影響がないとの結果
- ・発電設備下では、一番茶の新芽の生育が早い傾向
- ・発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、凍霜害の発生が抑えられる傾向

ブルーベリー



設備概要

設置場所	静岡市清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

表 ブルーベリーの収量と果実品質

品種	試験区	収量 kg/樹	糖度 Brix	酸含量 %
ブライトウェル	遮光率36%	1.5	10.6	0.7
	慣行	1.8	10.2	0.5
バルドウィン	遮光率36%	2.0	12.0	0.7
	慣行	2.2	11.1	0.7

- ・収穫時期が数日程度遅れる傾向があるが、収量、果実品質は慣行と同等

キウイフルーツ



表 キウイフルーツの収量と果実品質

試験区	収量 t/10a	糖度 Brix	酸含量 %
遮光率36%	1.8	15.5	0.6
慣行	1.8	15.6	0.6

設備概要

品種: 静岡ゴールド

設置場所	静岡市清水区	施設面積	2.6 a
発電出力	13 kW	遮光率	36 %
支柱間隔	4 m	高さ	3 m

- ・収量、果実品質は慣行と同等
- ・風雨や強い光が遮られるため、果実軟腐病や、傷・汚れが減少の傾向、一方で、カイガラムシが増加の傾向

静岡県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。

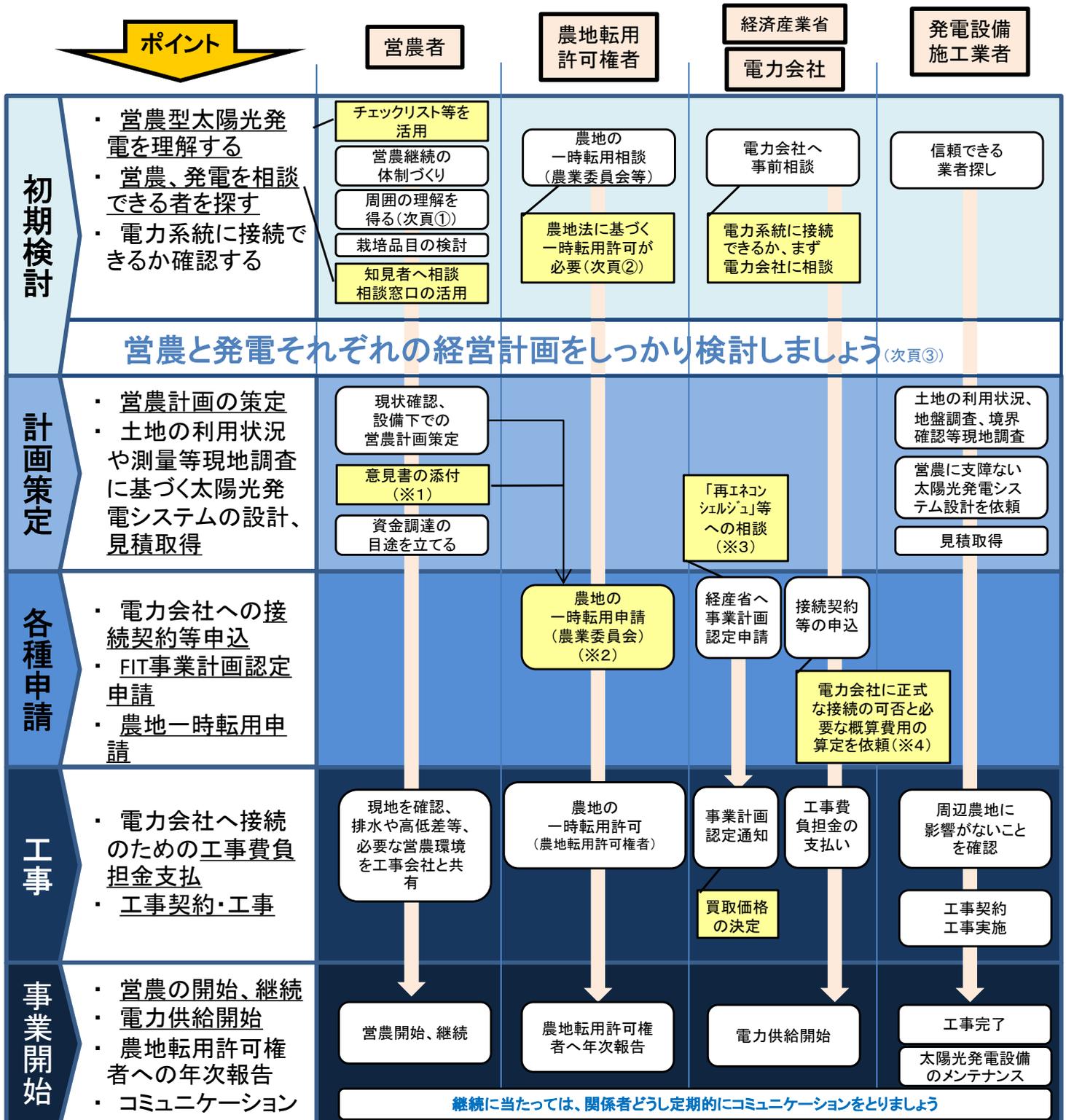
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/einou.html>

営農型太陽光発電を始めるには(取組フロー)

まず、農業と太陽光発電それぞれに必要な手続きを確認しましょう。農業に関しては、栽培作物の選定など営農計画の策定や農地の一時転用の手続きが必要になる場合があります。太陽光発電に関しては、電力会社との接続契約の締結や経済産業省のFIT事業計画認定など、通常の太陽光発電設備と同じ手続きが必要です。

【農業に関する手続き】

【発電に関する手続き】



※1 一時転用許可申請時は、適切な営農が行われる見込みであるかどうか、知見者の意見書を添付する必要があります。

※2 営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合であって、民法第269条の2第1項の地上権等を設定する場合には、別途、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を得る必要があります。

※3 経済産業省への事業計画認定申請等、「再エネコンサル」がトータルサポートします。
(詳細) <https://renewable-energy-concierge.go.jp/>

※4 接続契約は各電力会社によって状況が異なるので、地元電力会社にお問い合わせください。

① 周囲の理解を得ること

営農型太陽光発電の取組に当たっては、長期安定的に発電事業を行うため、地域の皆様の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。取組の内容や地域の実態に応じて、地域の皆様と丁寧にコミュニケーションを取りましょう。

実際に取り組んだ方のお話

匝瑳ソーラーシェアリング合同会社代表の椿茂雄さんは、千葉県匝瑳市飯塚の開畑地区の未利用地だった土地で営農型太陽光発電に取り組んでいます。

椿さんも取組を検討した際には周囲の反対がありました。また、ご自身も地域に根ざしてきた住民であり、景観の悪化等を懸念することは理解できるといいます。椿さんは「地元は美しい丘を誇ってきた地域で、パネルの設置には抵抗感があつた。そのため農地の中心部にはパネルを設置せず、周辺部を適地とし、そこを農地としてつくりなおしていくこととした」とのことです。また、取組に当たっては行政に相談しつつ、地元の区長や地権者、NPO等に声がけして進めてきました。「発電事業に取り組みと地域に長く住んでいる人から「将来どうするんだ」と言われる。一方で現状のままでは地域、農業を維持できない。地域住民の懸念を払拭しながら、未利用地を再生し、地域の活性化を図りたい」と語っています。



椿茂雄さん

② 営農型太陽光発電のための農地の一時転用許可

営農を適切に継続しながら上部で発電設備を設置するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要になります。

【制度のポイント】

- ① 発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要です。一時転用許可期間は担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等は10年以内で、それ以外は3年以内です。問題がなければ再許可が可能です。
- ② 一時転用許可に当たり、営農の適切な継続(収量や品質の確保等)が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。

〔 年に1回の報告を義務づけ、農産物生産等に著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元しなければなりませんので、最初の段階で慎重に計画を立てることが重要です。 〕

一時転用許可制度について、詳しく知りたい方はこちら

→<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/einogata.html>

③ その他、営農型太陽光発電に取り組む上での留意点

営農型太陽光発電に取り組む際は、電気事業法に基づく安全対策等、関係する法令を遵守する必要があります。

営農型太陽光発電設備の撤去及び処分については、事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定しましょう。詳細は「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)を参照の上、「ガイドライン」を遵守してください。

また、2020年4月から、新たに30MW以上の太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加されています。法の対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体によっては環境影響評価に関する条例等を制定しているところがあります。事業の規模、立地を予定している地方公共団体の条例等の規則をよくご確認の上、計画している事業がそれらの対象となる場合は、法令を遵守してください。

営農型太陽光発電取組チェックリスト

このチェックリストは、営農型太陽光発電事業を始めるに当たり留意すべき点を列記しています。

実際の事業計画、設計、施工、発電開始後の維持管理や手続きの多くは専門業者が行うこととなります。まずは取組フローで導入までの大まかな流れを把握した上で、チェックリストを参考にして円滑な導入を図りましょう。

※営農型太陽光発電システムの設計・施行ガイドライン

→ <https://www.nedo.go.jp/content/100939011.pdf>

※一般的な太陽光発電設備を選ぶ際の注意事項も参考にしてください。

→ <http://www.jpea.gr.jp/>

チェック区分	チェック欄	チェック項目
営農計画	<input type="checkbox"/>	20年間(固定価格買取期間)を目安に、継続可能で収益が見込める無理のない営農計画は立てられますか？
	<input type="checkbox"/>	万一、ご自身が病気や怪我などで営農ができなくなった場合に、営農が継続できるよう備えていますか？
	<input type="checkbox"/>	農業委員会から営農に関する改善指導等を受けた場合の対応を考えていますか？
発電事業計画	<input type="checkbox"/>	発電量予想は客観的なデータや近隣地区の実績値等に基づいた信頼性の高いものとなっていますか？
	<input type="checkbox"/>	売電単価は正確に把握していますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備設置費用の積算内訳は適切ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電期間中の維持管理費等は計上されていますか？
発電設備設計	<input type="checkbox"/>	下部の農地で計画している作目に適した日射量が確保できる仕様（遮光率）となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備には腐食防止の処理がされていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の部材に、土壌に悪影響を及ぼす恐れのある薬剤や金属が使われていませんか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備を設置する地点で想定される風速及び積雪深が考慮された、十分な強度を持つ設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	営農に支障がない範囲で、電氣的な安全が確保された設計になっていますか？
	<input type="checkbox"/>	雨水が農地や農作物に悪影響を与えないような設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	集水された雨水や排水が隣接地へ流れ込まないように、また、水路や農道等に悪影響を与えない設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	隣接地へ発電設備の影がかかったり、パネルの反射光が周囲に迷惑とならない設計となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	営農や安全に対する懸念点に対して、意見を聞き入れ設計に反映してもらえる事業者ですか？

チェック 区分	チェック 欄	チェック項目
発電設備 工事	<input type="checkbox"/>	発電設備設置工事は営農（ご自身及び周囲）に支障が無い時期、期間（休耕期、農閑期）に予定されていますか？
	<input type="checkbox"/>	下部農地での営農に支障が無いように、農地に極力負荷がかからないよう配慮された工事となっていますか？
	<input type="checkbox"/>	工事により農道や畦、水路等を損傷させた場合等の瑕疵責任は明確になっていますか？
発電設備の保証 点検 補修	<input type="checkbox"/>	発電設備の保証内容や保証条件は明示されていますか？
	<input type="checkbox"/>	トラブル発生時の相談窓口が設けられていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の定期点検体制は整えられていますか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の異状をすぐに検知して対処できる体制ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電設備の日常点検はご自身ができるよう、点検箇所や点検項目等が明らかになっていますか？
	<input type="checkbox"/>	専門業者による点検・補修の結果や、発生した異状とその処置について、報告を受ける体制となっていますか？
発電設備下部での 利用権設定又は 農作業受託	<input type="checkbox"/>	農業委員会に対して行う一時転用許可の申請・更新や毎年の営農実績報告は誰が行うのか明確ですか？ また、営農に関する権利設定等は適切に行われていますか？
	<input type="checkbox"/>	営農者と発電設備の設置者が異なる場合、該当農地における区分地上権等の申請は行いましたか？
	<input type="checkbox"/>	営農作業によって発電設備を損傷させた場合の取扱いが明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	災害等により発電設備が損壊し、営農者・農地・農業機械・農作物等が被害を被った場合の取扱いが明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電事業者から借賃等以外に地域への還元金を受け取ることができるのか、その金額・内訳が明確ですか？ また農作物の所有及び収益の帰属先は明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	発電事業が終了したり事故等により撤退する場合、農地の復旧を発電事業者の負担により行うことが明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	万一、ご自身が営農を継続できなくなった場合、または営農を委託している者が営農できなくなった場合、営農を継続するための方策が明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	不適切な営農により一時転用許可が取消しになり、発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や損害等の取扱いは明確ですか？
	<input type="checkbox"/>	良好な営農が継続できることについて、さまざまな配慮をしてくれる信頼のける発電事業者ですか？

営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策（アンケート結果）

全国の地方自治体に、営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行い、公表可能とされたものについて掲載しています。

この支援メニュー例は、農業者等事業者や各地方自治体の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。

掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの概要であり、実際の利用に当たっては、各ページのお問い合わせ先までご確認ください。

掲載一覧

地方自治体名	支援メニュー	ページ
宮城県	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業	16
所沢市 (埼玉県)	所沢市スマートハウス化推進補助金	16
羽村市 (東京都)	環境配慮事業助成制度	17
神奈川県	① かながわソーラーシェアリングバンク ② 自家消費型太陽光発電等導入費補助金	17
新潟県	① 新潟県農林水産業総合振興事業 (再生可能エネルギー利活用促進) ② 新潟県フロンティア企業支援資金 (脱炭素枠) ③ 新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業	18
兵庫県	地域創生！再エネ発掘プロジェクト	19
愛媛県	環境保全資金融資制度 (地球温暖化対策枠)	19

宮城県（仙台市青葉区本町 3-8-1）

事業名、対象

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業

対象 | ①設備導入

宮城県内に事業所を置く事業者

②研究開発等

宮城県内で事業を実施する事業者

内容

① 再生可能エネルギー等の設備導入を行う事業者に対して、導入経費の一部を補助。

太陽光発電設備を含む 12 の設備種が対象。

補助率：1/3 以内（補助上限額：500 万円）

蓄電池を併せて導入する場合は別途 500 万円が補助上限

② 再生可能エネルギー等を活用し、環境負荷低減を図る実証試験や技術開発、実現可能性調査等の取組に対して、経費の一部を補助。

補助率：県からの課題提示型 2/3 以内

事業者からの自由提案型 1/2 以内

補助上限額：共に 500 万円

補助率、補助上限額は令和 3 年度の実績

利用要件

① 基本的に太陽光発電設備は自家消費利用に限定。

利用方法

例年 3 月下旬頃に募集しています（募集〆切がありますのでご注意ください）

詳しくは下記サイトに掲載

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

お問合せ先

環境生活部 環境政策課 環境産業振興班

電話：022-211-2664

所沢市（埼玉県）（埼玉県所沢市並木 1-1-1）

事業名、対象

事業名：所沢市スマートハウス化推進補助金

対象 | 自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所等において補助対象事業を実施する個人または法人であって、埼玉県地球温暖化対策推進条例第 12 条の適用を受けないもの。

かつ、補助金の申請時及び実績報告時に市税の滞納がない者。

内容

機器費や設置工事費など、補助対象経費の 1/5 を補助します。

ただし、補助対象経費の合計が 100 万円以上（税抜）の場合に対象となり、上限額は 200 万円です。

利用要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ・中古品又は自作品でないもの。
- ・農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置している太陽光発電設備である。
- ・日本工業規格（JIS 基準）又はそれに準じた認証等を受けたものである。

・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。

・継続可能で収益が見込める営農計画である。

・営農に適した日射量が確保できる計画である。

・パネル架台の支柱は農作業を効率的に行える高さや間隔が確保されている。

・支柱部分について、農地の一時転用許可を受けている。

・発電事業が継続できなくなった場合の撤去費用や農地の原形復旧、損害等の取扱いが明確である。

利用方法

申請書及び必要書類を所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課にご持参ください。

先着順で、予算額に達し次第受付終了となります。

詳しくは下記サイトに掲載

https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ekojyosei/kasomu_20140428144157747.html

お問合せ先

マチごとエコタウン推進課

電話：04-2998-9133

羽村市（東京都）（東京都羽村市緑ヶ丘 5-2-1）

事業名、対象

事業名 環境配慮事業助成制度

対象 | 市民および市内事業者

内容

市内の一般家庭や事業所への太陽光パネル設置等を助成する制度。対象金額は項目別であり、エコポイントによる助成を行う。（先着順）

利用要件

市内在住または市内に本支店・事業所が登記されている法人かつ、対象となる土地が市内であること。

利用方法

施行前に必ずご相談ください。申請用紙は市役所 2 階 環境保全課窓口および市公式サイトで配布しています。

対象期間内であれば設置前の申請も可能です。

詳細については、市公式サイトをご確認ください。

【羽村市公式サイト URL】

<https://www.city.hamura.tokyo.jp/0000004638.html>

お問合せ先

担当部署名 羽村市産業環境部環境保全課

電話番号 042-555-1111 内線 224~227

神奈川県（神奈川県横浜市中区日本大通 1）

事業名、対象

①かながわソーラーシェアリングバンク

対象 | 神奈川県内の農業者等

②自家消費型太陽光発電等導入費補助金

対象 | 神奈川県内に事業所を有する法人又は青色申告を行っている個人事業者

内容

①ソーラーシェアリングの導入を検討している方々に対し、必要な各種申請等の手続から工事等までを一貫して支援するワンストップサービスのプランについて、民間事業者から公募し、県のホームページ等で紹介する「かながわソーラーシェアリングバンク」を運用している。

②初期費用ゼロで事業所に太陽光発電等を導入する事業を含む自家消費型の太陽光発電等（自家消費型のソーラーシェアリングを含む。）の導入に対して補助する。また、蓄電池を併せて導入する事業に対して補助を増額する。

利用要件

①なし

②法人又は青色申告を行っている個人事業者が神奈川県内の事業所に自家消費型の太陽光発電等を導入すること等

利用方法

①「かながわソーラーシェアリングバンク」に登録されたサービスプランの中から、希望するサービスプランを選択し、当該サービスを実施する事業者に連絡をする。

詳しくは下記サイトに掲載

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f537518.html>

②事業着手前に、県に補助金の交付申請をする。

詳しくは下記サイトに掲載

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/images/ji_kashouhi.html

お問合せ先

産業労働局 産業部 エネルギー課

太陽光発電グループ

電話番号：045-210-4140

新潟県（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

事業名、対象

①新潟県農林水産業総合振興事業（再生可能エネルギー利活用促進）

対象 |

【施設整備】市町村、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体 他

【機械整備】農業協同組合、民間リース会社、第3セクター

②新潟県フロンティア企業支援資金（脱炭素枠）

対象 | 脱炭素に資する設備の導入や研究開発をする県内中小企業者等で、にいがた産業創造機構の認定を受けた者

③新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業

対象 | 自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備、蓄電池設備等を導入する新潟県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体

内容

①太陽光等再生可能エネルギーを活用した農林水産物生産等のために必要な施設・リース用機械の整備・補助率

【施設整備】

一般地域 4.5/10 以内（うち機械 3/10 以内）
中山間地域 5/10 以内（うち機械 1/3 以内）

【機械整備】

一般地域 3/10 以内
中山間地域 1/3 以内

②エネルギーコスト削減に資する省エネ設備の導入の推進に必要な資金の融資

・限度額：5,000万円、貸付利率：年1.65～1.85%

③太陽光発電設備等と併せて導入する蓄電池の場合、設備の導入に必要な設計費、設備費、工事費及びその他経費の補助

・蓄電池：補助率1/3以内、補助限度額146万円

利用要件

詳細は下記ウェブサイトを参照

①新潟県農林水産業総合振興事業（補助金交付要綱・実施要領）について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikinosei/1239825711339.html>

②新潟県フロンティア企業支援資金融資要綱

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/1196007387768.html>

③新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1356915935143.html>

利用方法

詳細は上記ウェブサイトを参照

お問合せ先

①農林水産部地域農政推進課経営構造対策係
電話：025-280-5293

②産業労働部地域産業振興課金融係
電話：025-280-5240

③産業労働部創業・イノベーション推進課新エネルギー資源開発室
電話：025-280-5257

兵庫県（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

事業名、対象

事業名 地域創生！再エネ発掘プロジェクト

対象 | 新たにソーラーシェアリング等再生可能エネルギーの導入による地域活性化を推進する地域団体や市町・地域と連携して取り組む民間事業者。

内容

①立ち上げ支援補助事業

県内で行う再生可能エネルギーによる発電（ソーラーシェアリング等）の事業化に必要な立ち上げ時の取組（勉強会、現地調査、先進地視察等）

②基本調査等補助事業

県内で行う再生可能エネルギーによる発電（ソーラーシェアリング等）の事業化に必要な基本調査等
（測量調査、地質調査、生物調査等）

③設備導入無利子貸付事業

新たに再生可能エネルギー設備を導入し、地域活

性を推進する地域団体や市町・地域と連携して取り組む民間事業者に対し、（公財）ひょうご環境創造協会から設備導入に必要な経費の一部を無利子で貸付。

利用要件

要件審査に通過し、審査会による審査で採択された団体。

詳しくは下記へお問い合わせください。

利用方法

下記へお問合せください。詳しくは下記サイトに掲載。

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warmin/leg_256/tiikisaiene

お問合せ先

担当部署名 兵庫県 農政環境部 環境管理局
温暖化対策課

電話番号 078-362-3273

愛媛県（松山市一番町四丁目4番地2）

事業名、対象

環境保全資金融資制度（地球温暖化対策枠）

対象 | 県内に工場又は事業場を有する中小企業者等で6か月以上継続して現事業を行っているもの

内容

太陽光発電設備等の環境保全施設等の整備を行う場合に必要の資金の融資

○限度額：50,000千円

○融資期間：10年以内

○貸付利率：年0.5%

利用要件

- ・融資枠の範囲内における貸付けとなります。
- ・担保・保証は、取扱金融機関所定の扱いによります。

利用方法

本融資の取扱金融機関は、伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫となっています。融資を受けようとする方は、最寄りの取扱金融機関にご相談ください。

詳しくは下記サイトに掲載

<https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/other/yuusiseido.html>

お問合せ先

環境政策課温暖化対策グループ

089-912-2349

営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策（アンケート結果）

金融機関全国団体に御協力いただき、農林水産省から全国の金融機関に営農型太陽光発電に係る支援の取組についてアンケートを行いました。

この金融機関支援メニュー例は、農業者等事業者や各金融機関の今後の取組の参考としていただくことを目的としたものです。掲載されている内容（融資等）は農林水産省が保証するものではなく、各金融機関の要件に照らし審査等が行われるものですので、ご注意ください。

掲載されている支援メニューの内容は、各メニューの概要であり、実際の利用に当たっては各機関の「お問合せ先」までご確認ください。

掲載一覧

機関名	支援メニュー	ページ
網走信用金庫	太陽光発電機設置ローン（ソーラーローン）	22
株式会社七十七銀行	営農型太陽光発電事業参入支援資金	22
仙北信用組合	農作物栽培ソーラーシェアリング	23
白河信用金庫	はくしんソーラービジネスローン	23
茨城県信用組合	「南瓜」栽培ソーラーシェアリング事業	24
あかぎ信用組合	ソーラーシェアリング資金	24
利根郡信用金庫	太陽光発電事業融資（営農型発電事業を含む）	25
城南信用金庫	ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します	25
株式会社八十二銀行	八十二サステナビリティ1号ファンド	26
信用組合愛知商銀	農業を行いながら太陽光発電に関わる必要な資金を支援します	26
但馬信用金庫	ソーラーシェアリング機器購入及び工事資金支援	27
玉島信用金庫	営農型太陽光発電支援資金	27
株式会社南日本銀行	営農型太陽光発電事業に必要な資金を支援します	28
日本政策金融公庫 又は沖縄振興開発金融公庫	環境・エネルギー対策資金	29
日本政策金融公庫 又は沖縄振興開発金融公庫	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	29

機関名	支援メニュー	ページ
J Aバンク青森	アグリマイティー資金（アグリエナジー資金）	30
J Aバンク岩手	①アグリマイティー資金（アグリパワー資金）、②担い手強化資金	30
J Aバンク宮城	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	31
J Aバンクあきた	アグリマイティー資金（アグリパワー資金）	31
J Aバンク山形県	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	32
J Aバンク栃木	アグリパワー資金	32
J Aバンク千葉	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	33
J Aバンク神奈川	① J Aアグリマイティー資金、②太陽光発電設備導入助成事業	33
J Aバンク富山	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	34
福井県 J Aバンク	地域農業応援資金	34
長野県信用農業協同組合連合会	J Aアグリマイティーローン	35
J Aバンク岐阜	アグリサポート資金	35
J Aバンク静岡	J Aアグリマイティー資金	36
J Aバンクあいち	アグリパワー資金	36
J Aバンク和歌山	農業振興資金	37
J Aバンク山口	再生可能エネルギー支援資金	37
J Aバンク香川	農業近代化資金	38
佐賀県信用農業協同組合連合会	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	38
J Aバンク長崎	アグリマイティー資金(アグリパワー資金)	39
J Aバンク熊本	21世紀農業フォローアップ資金（エネルギーフォローアップ資金）	39
J Aバンク大分	農業近代化資金	40

網走信用金庫 (北海道網走市南4条西1丁目8番地)

サービス名、対象

太陽光発電機設置ローン (ソーラーローン)

内容・利用要件

営農型太陽光発電に特化した融資商品ではありませんが、個別案件として営農型太陽光発電が対象になる場合もございます。個別に融資金額・融資期間等を決定したうえで対応しますので、ご相談ください。

利用方法

下記へお問い合わせください。

お問合せ先

担当部署名 網走信用金庫 業務部

電話番号 0152-44-7112

株式会社七十七銀行 (宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号)

サービス名、対象

営農型太陽光発電事業参入支援資金

対象 | 営農型太陽光発電事業 (ソーラーシェアリング) に必要な発電設備等を導入する事業者

内容

(実際に行った融資の一例です。)

M県O市内に点在する耕作放棄地 56カ所で行うソーラーシェアリング事業に対する融資実行

・「再生可能エネルギー固定価格買取制度

(FIT)」を活用した太陽光発電による全量売電と、「榊」や「牧草」の生産・販売を目的とする資金支援であり、オーダーメイド型の融資スキームを構築し対応。

・また、営農型太陽光発電のリスク整理や利子補給制度情報提供等の支援も実施。

※定型化した融資商品ではないため、融資金額・融資期間・金利等の条件面については個別対応。

利用要件

当行所定の審査を通過し、融資採択された事業者

(例)

- ・農地法の農地転用等の許可
- ・融資期間において、営農の適切な継続が確保されていること
- ・土地所有権もしくは地上権に担保設定
- ・太陽光売電債権および太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定 等

利用方法

下記へお問い合わせください。

詳しくは下記サイトにも掲載

https://www.77bank.co.jp/pdf/newsrelease/21121002_solarsharing.pdf

お問合せ先

担当部署名 : コンサルティング営業部 営業涉外課

電話番号 : 022-211-9104

仙北信用組合 (栗原市若柳字川北中町 11 番地)

サービス名、対象

農作物栽培ソーラーシェアリング

対象 | 地元営農従事者、発電事業者

内容

(取組事例)

発電事業者が地元農業従事者とマッチングして営農型太陽光発電を行う為の設備資金に融資支援を行った(発電事業者と農業従事者の兼任も可)。

・統計上日照量の影響が少ない農作物を対象。取組実績のある農作物は「ブルーベリー」「椎茸」。また、「牧草」の営農も予定している。

・休耕地を活用した取組であり地主、発電事業者、農業従事者の3方にメリットがある取組であった。

利用要件

- ・農地法の農地転用等の許可を要する。
- ・営農に対して適切に継続がされること。

・原則、太陽光売電債権および太陽光発電設備に対する譲渡担保設定。

・営農と発電の事業計画を勘案して返済可能と判断されること。

・その他個別審査を経て融資可否について判定。

(栽培作物の指定は有りませんがシェアリングに適したものであることが前提となります)

利用方法

当組合各営業店までお問い合わせください。

詳しくは下記当組合ホームページサイトに掲載

<http://www.senpoku.shinkumi.jp>

お問合せ先

仙北信用組合本部融資課

電話：0228-32-3014

白河信用金庫 (福島県白河市新白河一丁目 152 番地)

サービス名、対象

サービス名

「はくしんソーラービジネスローン」

対象

当金庫の会員または会員資格を有し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用する法人・個人事業者であって、以下の要件を満たす方

- ① 当金庫の営業区域で同一事業を1年以上営んでいる方
- ② 資産状況において債務超過が発生していない方
- ③ 当金庫の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方

内容

- ① 耕作していなかった農地を活用し、次世代に良い環境を残すことができ、SDGsに寄与する営農型太陽光発電について、発電設備に必要な設備資金を支援。

- ② 経済産業省からの設備認定を確認後、「はくしんソーラービジネスローン」チェックリストに基づき審査

利用要件

- ① 農地法第5条1項の規定による許可申請用途：営農型太陽光発電施設用敷地
- ② ABL・動産担保設定

利用方法

詳しくは、下記のお問合せ先までご連絡ください

お問合せ先

担当部署名

白河信用金庫 融資統括部 審査支援グループ

電話番号：0248-23-4514

FAX：0248-27-1225

茨城県信用組合 (茨城県水戸市大町 2-3-12)

サービス名、対象

「南瓜」栽培ソーラーシェアリング事業

※「南瓜」は一例です

「栽培作物に制限はありません」

対象 | 農業者

内容

営農事業者が南瓜栽培と太陽光発電を行う営農型太陽光発電事業に対して発電設備や施設の整備などに必要な資金を支援。

利用要件

要個別相談

当組合の組合員資格を有する事業者

利用方法

農業者の取組であること（その他、問い合わせ先または当組合最寄りの営業店までお問合せください）

お問合せ先

担当部署名 農林水産部

電話番号 029 - 233 - 2910

あかぎ信用組合 (群馬県前橋市六供町 856-1)

サービス名、対象

サービス名 ソーラーシェアリング資金

対象 | 当組合員である農業法人に限る

内容

農業に加えて再生可能エネルギー発電事業の設備資金

融資金額 低圧設備 1 基分

融資期間 17 年以内

利用要件

- ① 県内農業事業者(新設法人除く)
- ② 県内当組合営業エリア内の設置

利用方法

当組合本支店までお問い合わせください。

お問合せ先

審査部

電話 0270 - 24 - 1003

利根郡信用金庫 (群馬県沼田市東原新町 1540)

サービス名、対象

太陽光発電事業融資（営農型発電事業を含む）
対象 | 法人及び個人事業主

内容

太陽光発電所を設置するための土地・設備・諸費用（農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金）

- ・ 貸付金額：事業費の100%以内
- ・ 貸付期間：17年以内
- ・ 貸付金利：当金庫所定の利率

利用要件

- ・ 当金庫の融資基準を満たしている方
- ・ 太陽光売電債権及び太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定
- ・ その他個別に相談

利用方法

最寄りの当金庫本支店にお問い合わせください

店舗一覧は下記サイトに掲載

<http://www.toneshin.co.jp>

お問合せ先

最寄りの当金庫本支店にお問い合わせください

城南信用金庫 (東京都品川区西五反田 7-2-3)

サービス名、対象

ソーラーシェアリング事業に必要な資金を支援します
対象 | ソーラーシェアリング事業に必要な発電設備を導入する法人

内容

ソーラーシェアリング事業にかかる資金

利用要件

- ・ 農地法の農地転用等の許可を要する。
- ・ 営農の適切な継続が確保されていることを制限条項として付し、抵触した場合には、期限の利益を喪失する。

- ・ 土地所有権もしくは地上権に抵当権を設定
- ・ 太陽光売電債権および太陽光発電設備に対し譲渡担保権を設定
- ・ 太陽光発電設備に付保する損害保険に対し根質権を設定
- ・ 売電債権入金口座に対し根質権を設定

利用方法

本部相談窓口にお問い合わせください

詳しくは下記サイトに掲載

<https://www.jsbank.co.jp/solar>

お問合せ先

融資企画課 03-3493-8111

株式会社八十二銀行 (長野県長野市岡田 178-8)

サービス名、対象

サービス名：八十二サステナビリティ1号ファンド

対象：

長野県内での再生可能エネルギー事業 等
(営農型太陽光発電事業含む)

内容

「八十二サステナビリティ1号ファンド」※を通じて営農型太陽光発電事業に必要な資金を支援。

※八十二サステナビリティ1号ファンドの概要

ファンド総額	： 300 億円
存続期間	： 2046 年 12 月 31 日
LP	： 株式会社八十二銀行
GP	： 八十二インベストメント株式会社

利用要件

個別相談

利用方法

当行最寄りの本支店にお問い合わせいただくか、直接「お問合せ先」までご連絡ください。

お問合せ先

営業渉外部 コンサルティング営業グループ

担当：加納

電話：026-224-5554

メール：gaku.kanou@82bank.co.jp

営業渉外部 公務グループ

担当：新村

電話：026-224-6430

メール：yuuta1.nimura@82bank.co.jp

信用組合愛知商銀 (名古屋市中村区亀島一丁目 6 番 18 号)

サービス名、対象

農業を行いながら太陽光発電に関わる必要な資金を支援します

対象 |

組合員もしくは組合員に加入できる方。

当組合の営業地区に事業所、営業所を有する法人・個人事業種の方。

内容

特定の融資商品はありませんが、事業内容を精査し、金額・期間・金利・担保等、個別に対応。

利用要件

農業を行いながら、太陽光発電に関わる必要な資金。営農型太陽光発電として、事業計画を勘案して判断。

利用方法

当組合各営業店にお問い合わせください。

お問合せ先

融資部 052-451-5145

但馬信用金庫 (兵庫県豊岡市中央町 17-8)

サービス名、対象

サービス名 | ソーラーシェアリング機器購入及び
工事資金支援

対象 | 農業事業者

内容

農業を主業とされる事業者が、事業として太陽光発電設備を設置される場合に必要となる資金を支援します

制定した融資商品ではなく、個別案件として融資金額・融資期間・利率等を決定させていただいた上で対応します

利用要件

農業を主業として取組んでいる事業者

利用方法

当金庫本支店へお問合せいただくか、当金庫本支店渉外担当者にご相談ください

お問合せ先

担当部署名 業務推進部

電話番号 0796-23-1200

玉島信用金庫 (岡山県倉敷市玉島 1438)

サービス名、対象

営農型太陽光発電支援資金

対象 | 農業事業者

内容

農業事業者が営農型太陽光発電設備事業を行うために必要な資金を支援

特に商品化はしておりませんが、個別案件として融資金額、融資期間、利率を決定し、対応しています。

利用要件

1. 当金庫の定める融資基準を満たしている方
2. 当金庫の会員資格のある方

利用方法

当金庫、最寄りの営業店にお問い合わせください
玉島信用金庫ホームページ

<https://www.tamashin.co.jp/store.php>

お問合せ先

経営企画部 ビジネスサポート課

電話：086-526-1355

株式会社南日本銀行 (鹿児島県鹿児島市山下町1番1号)

サービス名、対象

- ・ 営農型太陽光発電事業に必要な資金を支援します。
- ・ 対象 | 発電事業者、農業事業者

内容

- ・ 営農型太陽光発電事業の取組を検討している発電事業者及び農業事業者へ必要な資金を支援します。
- ・ 制定した融資商品はないですが、個別案件として融資金額・融資期間・利率を決定したうえで対応しています。

利用要件

個別相談

融資の可否については、営農事業者と太陽光発電事業者の事業計画を勘案し判断します。

利用方法

融資部までお問合せください。

お問合せ先

融資部 ビジネスサポートグループ

電話番号 099-248-8199

①沖縄県以外

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）

（東京都千代田区大手 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー）

②沖縄県

沖縄振興開発金融公庫（沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26）

サービス名、対象

環境・エネルギー対策資金

対象 | 中小企業向け、国民一般向け（個人事業主など）

内容

中小企業や個人事業主などが非化石エネルギー設備を導入する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。

対象設備：再エネ発電設備（太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力）

再エネ熱利用設備（太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱）

燃料製造設備（バイオマスエネルギー）

償還期限：20年以内

貸付限度：

【中小企業向け】7億2,000万円以内
（特利限度額4億円）

【国民一般向け】7,200万円以内

貸付利率：基準利率

【一定の要件を満たす場合】

特別利率①（基準利率-0.40%）又は
特別利率②（基準利率-0.65%）

利用要件

【中小企業向け】中小企業の長期資金向け

【国民一般向け】小口、短期の資金向け。借入申込書等の所定の様式に記入して申込み

利用方法

下記へお問合せください

詳しくは、以下に掲載

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

お問合せ先

①日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

又は各支店中小企業事業、国民生活事業

③ 沖縄振興開発金融公庫各支店

①沖縄県以外

日本政策金融公庫（農林水産事業）

（東京都千代田区大手 1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー）

②沖縄県

沖縄振興開発金融公庫（沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26）

サービス名、対象

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

対象 | 認定農業者

内容

認定農業者が、農業経営の改善のために営農型太陽光発電設備を設置する場合に利用できます。ただし、資金制度の要件に照らし、融資の対象とならない場合があります。

償還期限：25年以内（据置期間：10年以内）

貸付限度：原則個人3億円、法人10億円

貸付利率：0.16~0.30%（令和4年1月20日現在）

利用要件

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人）

※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります

利用方法

各支店へお問合せください

詳しくは、以下に掲載

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html

お問合せ先

①日本政策金融公庫各支店農林水産事業

②沖縄振興開発金融公庫各支店

J Aバンク青森 (青森県青森市東大野 2-1-15)

サービス名、対象

アグリマイティー資金 (アグリエナジー資金)

対象 | J A組員 (正組員・准組員)、農業者等 (法人・団体)

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

- ・ 貸付期間：原則 10 年以内 (据置期間 3 年以内)
ただし、対象事業に応じ最長 20 年以内
- ・ 貸付金額：事業費の 100% の範囲内 (貸付上限額 1 億円)
- ・ 貸付金利：J A 所定の利率

利用要件

- ・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること
- ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のために必要となる資金であること

利用方法

青森県内のお近くの J A または農林中央金庫青森支店までお問い合わせください

詳しくは下記サイトに掲載

<https://aomori.jabank.org/loan/nougyo/>

お問合せ先

農林中央金庫青森支店 J A 貸出推進班

電話：017-762-4402

J Aバンク岩手 (岩手県盛岡市大通 1 丁目 2 番 1 号)

サービス名、対象

1. アグリマイティー資金 (アグリパワー資金)

対象 | J A 組員の方、農業者の方等

2. 担い手強化資金

対象 | J A 組員の方、認定農業者 (個人) または農業法人・集落営農組織 (任意団体、任意組合)

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金 (上記資金共通)

上記 1. の資金について

- (1) 貸付上限金額：1 億円
- (2) 貸付期間：原則 10 年以内 (据置 3 年以内)
- (3) 貸付金利：JA 所定の金利

上記 2. の資金について

- (1) 貸付上限金額：5 千万円

(2) 貸付期間：25 年以内 (据置 3 年以内)

ただし、耐用年数等の範囲内とする

(3) 貸付金利：JA 所定の金利

利用要件

(上記資金共通)

- ・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること
- ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のために必要となる資金であること

利用方法

岩手県内 J A または岩手県信用農業協同組合連合会にお問い合わせください

お問合せ先

岩手県信用農業協同組合連合会 J Aバンク統括部

(農業金融センター：電話 019-626-8704

または基盤強化班：電話 019-626-8748)

J Aバンク宮城 (宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番16)

サービス名、対象

アグリマイティーマ資金 (アグリパワー資金)

対象 | J A組合員の方、農業者の方等

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金

貸付上限金額 : 1億円以内

貸付期間 : 原則10年以内 (据置期間3年以内)

貸付金利 : J A所定の金利

利用要件

- ・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること
- ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること

利用方法

宮城県内 J A または農林中央金庫仙台支店までお問合せください

お問合せ先

J Aバンク宮城 貸出企画班

電話 : 022-706-7135

J Aバンクあきた (秋田県秋田市八橋南2-10-16)

サービス名、対象

アグリマイティーマ資金 (アグリパワー資金)

対象 | J A組合員 (正組合員・准組合員)、農業者等 (法人、団体を含む。)

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

利用要件

- ・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金

- ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金

利用方法

秋田県内 J A または農林中央金庫秋田支店までお問合せください。

お問合せ先

農林中央金庫秋田支店 実践支援班

電話番号 : 018-863-6933

JAバンク山形県 (山形市七日町 3-1-16)

サービス名、対象

サービス名：アグリマイティー資金（アグリパワー資金）

対象 | JA 組合員、農業者等

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

貸付上限金額：10,000 万円以内

貸付期間：原則 10 年以内（据置期間 5 年以内）

貸付金利：JA 所定の金利

利用要件

専ら農業施設等農業への使用を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること

利用方法

山形県内 JA または農林中央金庫山形支店までお問い合わせください。

お問合せ先

農林中央金庫山形支店 JA 融資企画班

電話：023-641-6324

JAバンク栃木 (住所：栃木県宇都宮市平出工業団地 9-25)

サービス名、対象

アグリパワー資金

対象 | JA 組合員の方、農業を営む方等

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・発電設備取得資金

利用要件

・専ら農業施設等の農業への使用を目的として必要とする資金であること

・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること

利用方法

栃木県内 JA または農林中央金庫宇都宮支店までお問い合わせください。

お問合せ先

農林中央金庫 宇都宮支店 営業第一班

028-305-4912

J Aバンク千葉 (農林中央金庫千葉支店：千葉県千葉市中央区新千葉三丁目2番6号)

サービス名、対象

アグリマイティー資金 (アグリパワー資金)

対象 | J A の組合員 (正組合員、准組合員) の方、
農業者を営む方等

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金

【貸付限度額】 1億円以内

【貸付期間】 原則 15年以内 (事業に応じ最長 20年以内) (据置期間3年以内)

【貸付金利】 J A 所定の金利

利用要件

- 専ら農業施設等農業への使用を目的として必要となる資金 (農業用構築物造成)
- 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金 (その他事業施設)
- 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金
- その他 a ~ c に準ずる資金

利用方法

千葉県下 J A または農林中央金庫千葉支店までお問合せください

お問合せ先

担当部署名 J A 金融仲介支援班
電話番号 043-369-4080

J Aバンク神奈川 (神奈川県横浜市中区海岸通1丁目2番地の2)

サービス名、対象

①アグリマイティー資金

対象 | J A 組合員である農業者 (個人・法人団体)

②太陽光発電設備導入助成事業

対象 | J A 管内に住所を有する農業者・農業法人

内容

①農業者の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

- 貸付期間：20年以内 (据置期間3年以内)
- 貸付限度：1億円以内
- 貸付利率：J A 所定の利率

②非常災害時を含む営農継続や農地保全に向けて太陽光発電設備を設置する農業者等に対して取得を支援するため設置費用を助成

- 助成額：発電出力および組合員資格に応じて、5~100万円

利用要件

①次のいずれかの資金使途に該当すること。

- 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金

- 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金

・その他、J A が定める条件を満たしている方。

②・対象者：農林業センサスに定める販売農家 (経営耕地面積 30 a 以上、または、農産物販売金額が年間 50 万円以上の方。)

・対象設備：神奈川県内に設置する、発電出力 10 kW 以上の太陽光発電設備 (営農型太陽光発電設備、蓄電システム等を備えた農業用施設への太陽光発電設備)

利用方法

・神奈川県内 J A または神奈川県信用農業協同組合連合会までお問合せ下さい。

・詳しくは下記サイトに掲載

①[https://www.jabank-](https://www.jabank-kanagawa.jp/kariru/agrimighty.html)

[kanagawa.jp/kariru/agrimighty.html](https://www.jabank-kanagawa.jp/kariru/agrimighty.html)

②[https://www.jabank-](https://www.jabank-kanagawa.jp/life_event/agriculture.html)

[kanagawa.jp/life_event/agriculture.html](https://www.jabank-kanagawa.jp/life_event/agriculture.html)

お問合せ先

食農営業部 045-680-3083

J Aバンク富山 (住所：富山県富山市新総曲輪 2-21)

サービス名、対象

アグリマイティー資金（アグリパワー資金）

対象 | J Aの組合員（正組合員、准組合員）の方、
農業者を営む方等

内容

・ 農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援
するための発電・蓄電設備取得資金

【貸付限度額】 1億円

【貸付期間】 原則 10 年以内（据置期間 3 年以内）

ただし、対象事業に応じ最長 20 年以内。

【貸付金利】 J A 所定の金利

利用要件

- ・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金
- ・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金

利用方法

富山県内 J A または農林中央金庫富山支店までお問合せください。

お問合せ先

農林中央金庫 富山支店 北陸農業金融センター班
電話：076-445-2510

Mail:nokincenter-toyama@nochubank.or.jp

福井県 J Aバンク (福井県福井市大手 3 丁目 2 番 18 号)

サービス名、対象

地域農業応援資金

対象 | J A 組合員

内容

組合員・農業者等が行う地域農業および農村地域の発展に資する事業において、発電・蓄電設備器具の取得に必要とする資金

貸出期間：15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

貸出限度：事業費の 100% の範囲内かつ 1 億円以内

貸出利率：J A 所定の利率

利用要件

地域農業および農村知己の発展に資する事業であること

利用方法

福井県内の J A 窓口にお問合せください。

詳しくは下記サイトに掲載

www.ja-bankfukui.or.jp/loan/aguriculture

お問合せ先

J Aバンク統括部 金融支援課 0776-27-8237

長野県信用農業協同組合連合会（長野県JAバンク）

（住所：長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3）

サービス名、対象

サービス名 JAアグリマイティーローン

対象 | JA組合員である農業者等

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金

- ・貸付期間：最長 20 年
- ・貸付金額：1 億円以内

利用要件

・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること

・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること

利用方法

・長野県内のJA窓口までお問い合わせください

詳しくは下記サイトに掲載

<https://www.naganoken-jabank.or.jp/>

お問合せ先

担当部署名 農業部 農業金融課

電話番号 026-236-2080

JAバンク岐阜（岐阜県岐阜市宇佐南 4 丁目 13-1）

サービス名、対象

アグリサポート資金

対象 | 正組合員、農業法人・団体等

内容

農業経営等に必要な設備資金および運転資金

1. 貸付金額

(1) 個人の場合

ア. 岐阜県農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）の保証を付す場合

3,000 万円以内（認定農業者の場合は 3,600 万円以内）

イ. 基金協会の保証を付さない場合

1,500 万円以内（認定農業者の場合は 1,800 万円以内）

(2) 法人・団体の場合ア. 基金協会の保証を付す場合

6,000 万円以内（認定農業者の場合は 7,200 万円以内）

イ. 基金協会の保証を付さない場合

3,000 万円以内（認定農業者の場合は 3,600 万円以内）

2. 貸付期間 10 年以内（基金協会の保証を付す場合 15 年以内）

3. 貸付利率 JA 所定の利率

※営農型太陽光発電に特化した資金ではありません

利用要件

再生可能エネルギー関連施設について、もっぱら農業への使用を目的として必要となる資金

※関連設備の出力規模 10kw 未満

利用方法

お近くのJA窓口にお問い合わせください

詳しくは下記サイトに掲載

https://www.jabankgifu.or.jp/agri/f_agri-support.html

お問い合わせ先

JA 企画相談部 058-276-5211

J Aバンク静岡 (静岡県静岡市駿河区曲金 3-8-1)

サービス名、対象

J A アグリマイティー資金

対象 | J A 組合員、農業者 (個人、法人、団体)

内容

① 農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金を支援

② 電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金を支援

・ 貸付期間：原則 10 年以内。ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ 20 年以内

・ 貸付限度：事業費の 100% 以内。2 億円

・ 貸付金利：J A 所定の金利

利用要件

組合員・農業者等が行う地域農業及び農村地域の発展に資する前向きな事業であること

利用方法

静岡県内の J A 及び静岡県信連に問合せ

詳しくは下記サイトに掲載

<http://www.jabankshizuoka.gr.jp/shinren/business/agri/>

お問合せ先

最寄りの J A 窓口又は静岡県信連 (054-284-9528)

J Aバンクあいち (住所：愛知県名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号)

サービス名、対象

アグリパワー資金

対象 | J A の組合員の方、農業を営む方、農産物の加工・流通・販売を行う方、農村地域の活性化・振興を目的とする事業を営む方等

内容

農業者等に対する再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得に必要な資金を支援。

・ 貸付期間：原則 10 年以内、最長 20 年以内
・ 貸付金額：1 億円 (事業に必要な資金の 100% 以内)

利用要件

・ 専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金であること。

・ 専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金であること。

利用方法

愛知県下 J A、または愛知県信用農業協同組合連合会まで、お問い合わせください。

詳しくは下記サイトに掲載

<https://www.jabank.aichishinren.or.jp/>

お問合せ先

愛知県信用農業協同組合連合会 食農法人営業部
052-951-6746

JAバンク和歌山（和歌山県内 8JA）（住所：和歌山県和歌山市美園町 5-1-1）

サービス名、対象

農業振興資金

対象 | 農業を営む個人および法人等で組合員の方

内容

再生可能エネルギー対応資金（他金融機関からの借換を含む）にご利用の場合

ご融資金額：5000万円以内

ご融資期間：10年以内（農業への使用を目的とする太陽光発電設備等）

20年以内（電力会社への売電を目的とする太陽光発電設備等）

ご返済方法：原則として元利均等返済、元金均等返済（年1回、年2回、毎月、または特定月増額返済）

担保・保証：和歌山県農業信用基金協会の債務保証（場合により担保・保証人が必要な場合もあります）

利用要件

個人の方のご利用は、貸出時満20才以上で完済時満80才未満の方に限ります。

利用方法

お近くのJA窓口、または渉外担当者にお問い合わせください。

また、インターネットではご利用にかかる仮申し込みを受け付けております。

（農業法人、農業団体はJA窓口にてお申込みください）

詳しくは下記サイトに掲載

農業振興資金

<https://www.jabank-wakayama.or.jp/loan/nougyo/shikin/>

インターネット仮申し込み

<https://www.jabank-wakayama.or.jp/netloan/notes.html>

お問合せ先

JAバンク推進部 農業金融課 073-488-5545

JAバンク山口（住所：山口県山口市小郡下郷 2139 番地）

サービス名、対象

サービス名 再生可能エネルギー支援資金

対象 | ・JAの組合員である個人／法人

※個人の場合は、山口県内に居住。法人の場合は、農業に従事していること。

・その他JAが定める条件を満たしている方

内容

資金使途：売電施設の建設及び設置に係る費用

借入金額：10万円以上5,000万円以内とし、所要額の範囲内。ただし、非農業者の場合は、担保価格の範囲内または1,000万円以内とし、いずれか高い金額まで

借入期間：1年以上20年以内（うち据置期間6ヶ月以内）

利用要件

- ・出力が10kw以上であること
- ・山口県農業信用基金協会の保証が受けられること

利用方法

- ・JA窓口までお問い合わせください。
- ・詳しくは下記サイトにも掲載。

<http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>

お問合せ先

山口県信用農業協同組合連合会

営業部 農業金融班

TEL：083-973-2245

J Aバンク香川 (住所：香川県高松市寿町一丁目3番6号)

サービス名、対象

サービス名 農業近代化資金
対象 認定農業者

内容

- ・施設等の改良、取得、造成資金
- ・貸付期間：15年以内（うち据置期間7年以内）
- ・貸付限度額：個人1,800万円 法人2億円
- ・貸付利率
基準金利1.75%（3月18日現在）
香川県の利子補給▲1.25%（全期間）
長期金融協会利子助成▲0.05～▲0.33%（全期間）
▲0.17～▲0.45%（5年間）

利用要件

- ・J A、信連の審査基準

利用方法

- ・県内J A各店舗、信連に問い合わせ

お問合せ先

担当部署名 J A香川信連 業務部 融資課
電話番号 087-825-2525

佐賀県信用農業協同組合連合会 (佐賀県佐賀市栄町3番32号)

サービス名、対象

アグリマイティー資金（アグリパワー資金）
対象 | J A組合員（正組合員・准組合員・任意団体
および農事組合法人）

内容

- アグリマイティー資金にて対応
再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）
- ・貸付期間：20年以内
 - ・貸付金額：1億円以内
 - ・貸付利率：J A所定の利率

利用要件

- ・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金（農業用建構築物造成）
- ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金（その他事業施設）

利用方法

佐賀県下J A、または、佐賀県信用農業協同組合連合会までお問合せください

詳しくは下記サイトに掲載

https://www.jabank-saga.jp/loan/agri_mighty.html

お問合せ先

融資部農業融資センター 0952-25-5171

J Aバンク長崎 (住所) 長崎県長崎市出島 1-20

サービス名、対象

アグリマイティー資金 (アグリパワー資金)

対象: J A組合員、農業従事者、その他 J A が定める一定の基準を満たす方

内容

- ・アグリマイティー資金 (アグリパワー資金)
- ・再生可能エネルギー利用の取組みを支援するために必要な資金
- ・貸付期間: 原則 10 年以内 (最長 20 年) (据置期間 3 年以内)
- ・貸付金額: 1 億円以内
- ・貸付利率: J A 所定の利率

利用要件

- ・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金 (農業用建構築物造成)
- ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金 (その他事業施設)

利用方法

長崎県下 J A、または、農林中央金庫長崎支店までお問合せください

ホームページ <https://nagasaki.jabank.org>

お問合せ先

担当部署名: 農林中央金庫長崎支店貸出強化班

電話番号: 095-811-2160

J Aバンク熊本 (熊本県熊本市中央区南千反畑町 2-3 JA 熊本会館)

サービス名、対象

21 世紀農業フォローアップ資金 (エネルギーフォローアップ資金)

対象 | J A 組合員、農業者 (個人、法人、団体)

内容

農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金

【借入金額】

10,000 万円以内 (事業に必要な資金の 100% 以内)

ただし、21 世紀フォローアップ資金および J A バンク災害対策資金残高と通算し、個人 1 億円、法人 (集落営農組織含む) 2 億円を上限とする。

【借入期間】

原則 10 年以内。対象事業に応じ、最長 20 年以内。

【金利】

J A 所定の利率

利用要件

- ・専ら農業施設等農業への使用を目的として、必要となる資金
- ・専ら電力会社への売電を目的として、農業者等が自己保有する農業生産にかかる資産等の有効活用のため必要となる資金
- ・原則として熊本県農業信用基金協会の保証が受けられる方
- ・J A が定める条件を満たしている方

利用方法

熊本県内の最寄りの J A および農林中央金庫熊本支店までお問合せください。

お問合せ先

- ・最寄りの J A 本・支所信用担当部署
- ・農林中央金庫熊本支店 (J A バンクサポート班貸出グループ)

電話番号 096-353-1195

JAバンク大分 (住所) 大分市舞鶴町1丁目4番15号

サービス名、対象

サービス名 農業近代化資金

対象 | 認定農業者、農業者、農業法人等

内容

- ・ 農業用施設の建設
- ・ 貸付期間 15年以内
- ・ 貸付限度額 個人 1,800万円
法人 2億円
- ・ 貸付金利 農業近代化資金基準金利に準じる
※当初5年間1.0%までJAバンク利
子補給により実質金利0%

利用要件

- ・ 農業経営の近代化を図り直接、生産性の増加につ
ながるもの

利用方法

お近くのJAにお問い合わせください

詳しくは下記サイトに掲載

<http://www.jabank-oita.or.jp/nougyokindaika>

お問合せ先

担当部署名 JA大分信連 融資部 農業融資課

電話番号 097 - 538 - 6401

営農型太陽光発電に係る国の支援施策

営農型太陽光発電の取組に当たって、利用できる支援メニューを掲載しています。（R4年度予算概算決定時点のもの）

掲載されている施策の内容は概要であり、実際の施策利用に当たっては、各メニューの問い合わせ先又は「相談窓口」（50頁参照）までご確認ください。

掲載一覧

分類	支援メニュー	問い合わせ先	頁
相談	計画策定等の相談をしたい （地域資源活用展開支援事業）	農林水産省大臣官房環境 バイオマス政策課 03-6744-1508（直通）	42
実証・研究	地域において、最適な営農型太陽光発電の取組モデルをつくりたい （地域循環型エネルギーシステム構築のうち営農型太陽光発電のモデル的取組事業）	農林水産省大臣官房環境 バイオマス政策課 03-6744-1507（直通）	43
実証・研究	研究情報を探したい （アグリサーチャー）	農林水産省 農林水産技術会議事務局 03-3502-0536（直通）	44
設備導入	営農型太陽光発電設備を導入したい （①FIT制度・FIP制度）	①経済産業省 資源エネルギー庁 0570-057-333 又は042-524-4261	45 46
	（②PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業） ※固定価格買取制度（FIT）の併用は不可	②環境省地球環境局 地球温暖化対策課 03-5521-8339（直通）	47
融資	低利融資を受けたい （環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連設備））	経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 0570-057-333	48

<対策のポイント>

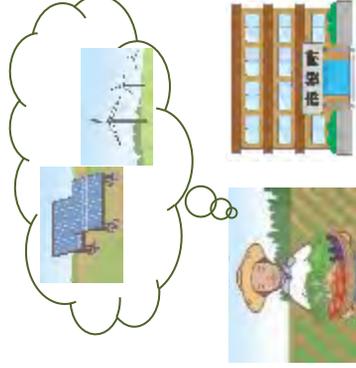
地域資源を活用した再生可能エネルギー導入による、検討開始から再生可能エネルギーの導入に向けた各段階における課題解決のため、**農林漁業者や市町村からの問い合わせに対してワンストップによる体制で現場のニーズに応じた専門家の派遣等やバイオマス産業界等におけるバイオマス利活用の促進、普及に向け情報発信ツールの整備等**を支援します。

< 事業の 内容 >

1. 専門家によるワンストップ対応型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、**検討開始から事業実施までの各段階における課題解決のため、農林漁業者や市町村からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、研修会の開催、現地への派遣等の取組について支援**をします。

専門家によるワンストップ対応型



- <農林漁業者等からの相談をワンストップで受付>
- ・事業計画策定に向けた相談
 - ・再生エネルギー設備の技術的な相談
 - ・財務状況や融資に関する相談
 - ・地域関係者の合意形成に関する相談
 - ・研修会や勉強会の開催に関する相談
 - ・発電事業者とのマッチングに関する相談

2. 先進事例の情報普及型

バイオマス産業界等におけるバイオマス利活用構想の先進事例について、**LCAを考慮したCO2排出・削減量を見える化するための調査、構想策定の手引き作成、情報発信ツールの整備構築等について支援**します。

先進事例の情報普及型

CO2削減効果の高い施設を調査し、バイオマス産業界等におけるCO2削減効果の高い取組を促進



CO2削減効果の算定手法の手引き作成、CO2削減効果をデータベース化



脱炭素化を目指す地域へ情報の見える化

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。**

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ① 営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援します。

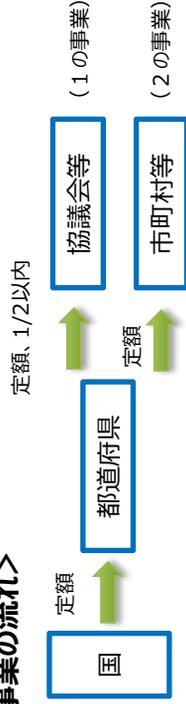
- ② 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。

2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

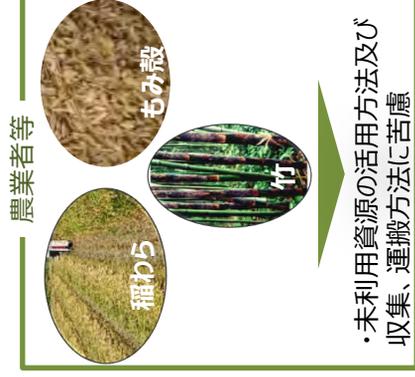
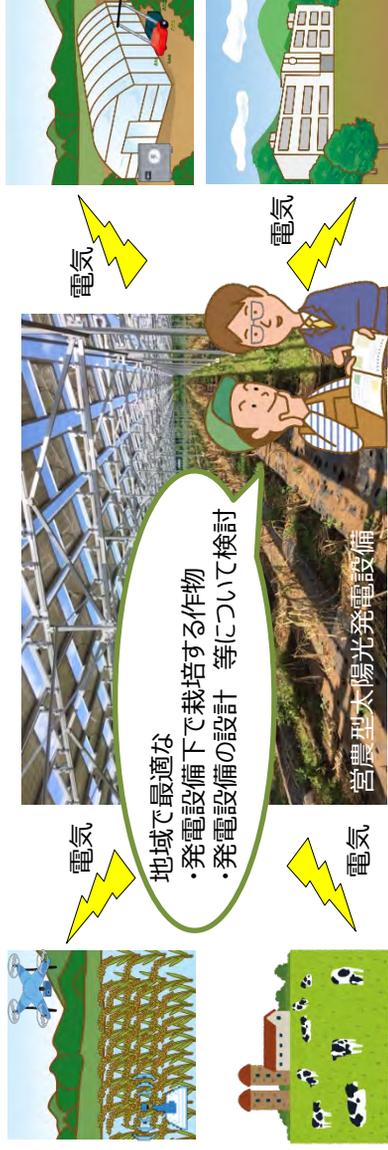
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
 - ・ 前処理工程に関する調査
 - ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
 - ・ 炉への影響に関する検証
 - ・ 混合利用による効果の検証
- 等の取組を支援します。**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



未利用資源の活用における課題を解決

連携して未利用資源のエネルギー利用を促進
混合利用



・未利用資源の活用方法及び収集、運搬方法に苦慮

未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

木質バイオマス発電施設



木質バイオマス発電所

・未利用資源の混合利用が可能

農業の未来をつくる情報プラットフォーム

アグリサーチャー



アグリサーチャー (<https://mieruka.dc.affrc.go.jp/>) は、生産者と研究成果をつなぎ、最新の研究成果を提供する検索システムです。

約30,000件の研究情報 と 約4,000名の研究者情報 を収録した農業の未来をつくるプラットフォームです。

こんなご要望はありますか!?

生産者の皆様

最新の品種や生産技術にチャレンジしたい!

今の仕事、もっと機械化・省力化できないか?

化学農業に替わる安全な防除方法や天敵利用を知りたい。

研究者の皆様

研究成果をわかりやすく生産者に伝えたい!
現場で使ってもらいたい!

開発した技術をより良くするためにユーザー視点の声をもらいたい、現場の意見が聞きたい!

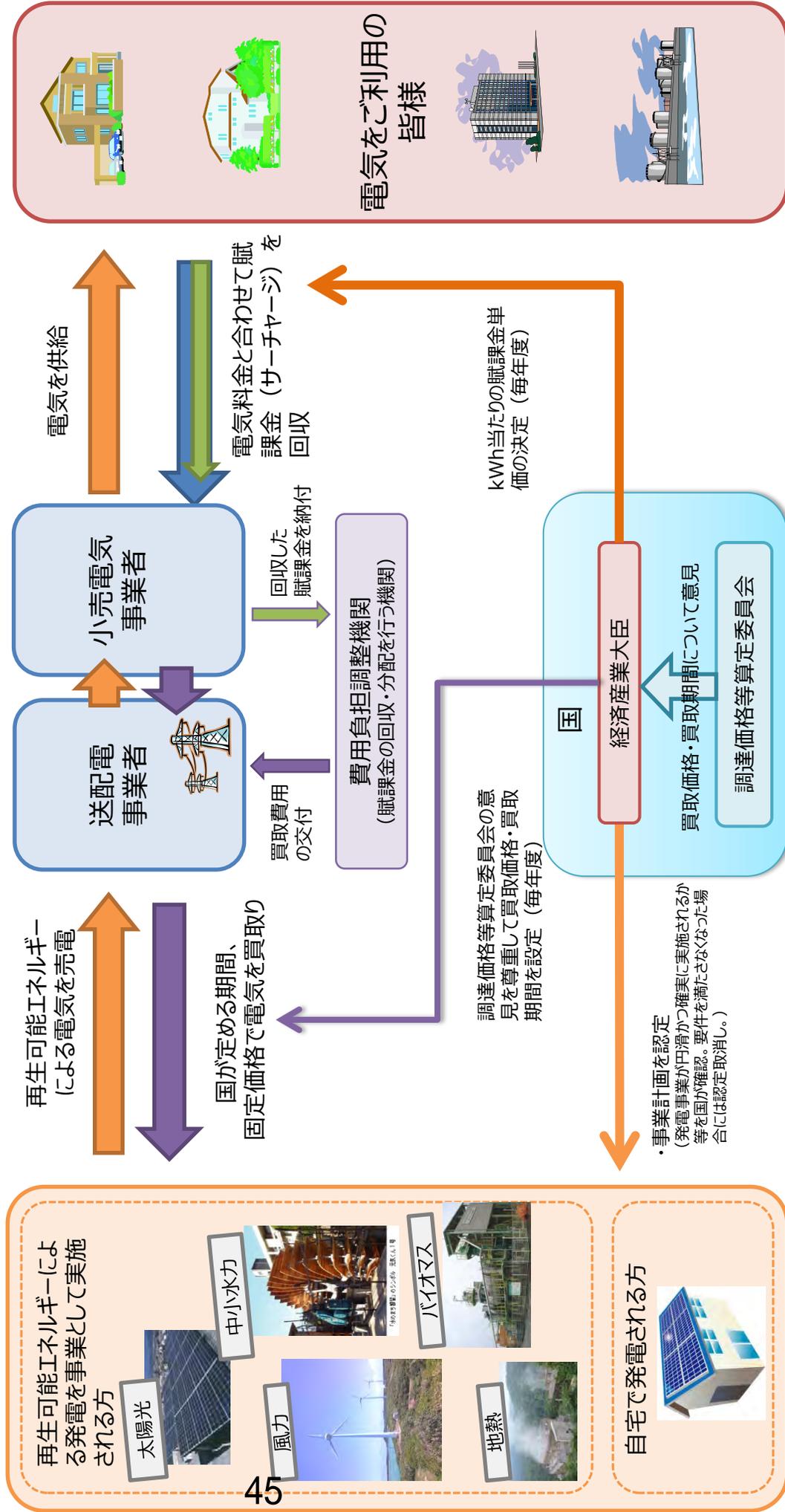
アグリサーチャーを使うと、ご要望にお答えできる。

研究成果や研究者を簡単に見つけることができます。



固定価格買取制度（FIT制度）の基本的な仕組み

- 本制度は、送配電事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・買取期間の決定方法、買取義務の対象となる発電事業計画の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、送配電事業者による契約拒否事由などを、併せて規定。



FIT制度とFIP制度の違い

- FIT制度は、再エネ自立化へのステップアップのための制度であり、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブの確保と、国民負担の抑制を両立していくことを狙っている。

FIT制度

(固定価格での買い取り)

- どの時間帯に売電しても収入は一定であり、市場価格変動リスクを遮断
- 電力会社による全量買取が前提
- 市場価格によるシグナリングがないため、需給バランス維持には、他電源による調整が必要

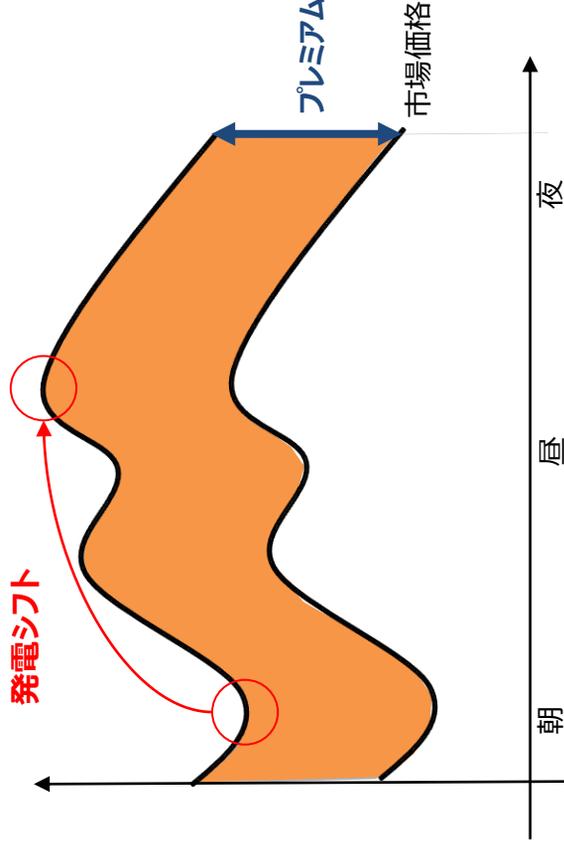
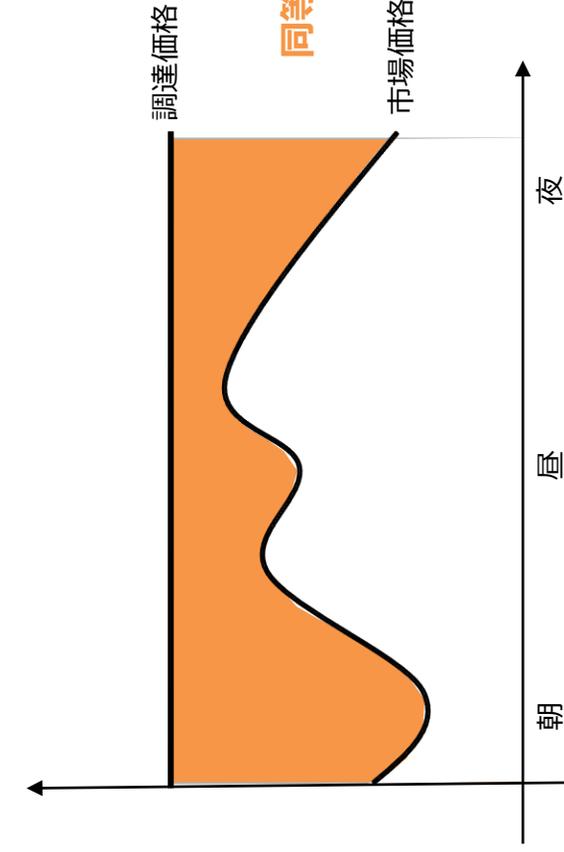
投資インセンティブ確保

国民負担の抑制

FIP制度

(市場価格に一定のプレミアムを交付)

- 市場価格に応じて収入が変動するが、収入額はFITと同等程度（発電シフトによる増収機会あり）
- 再エネ事業者が売り先を決める柔軟なビジネス
- 市場価格を踏まえた発電シフト等により、他電源の調整コストを抑制



PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



環境省



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

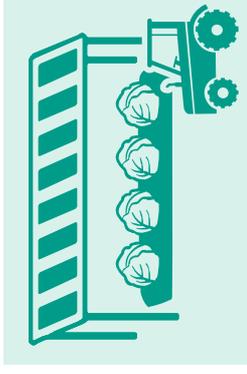
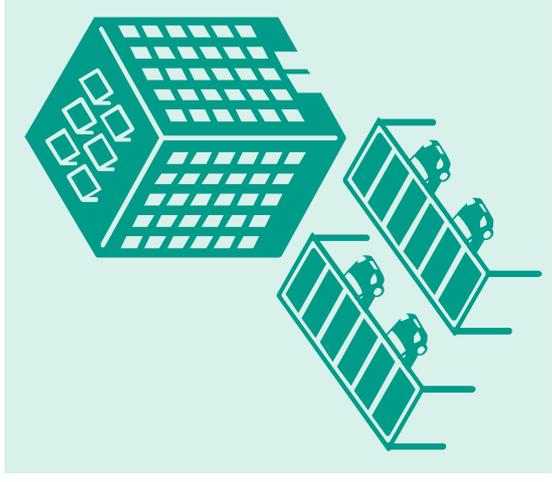
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）
 駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）
 営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）
 オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）
 再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。
- ⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）
 未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新規設に限る）。
- ⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
 ①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

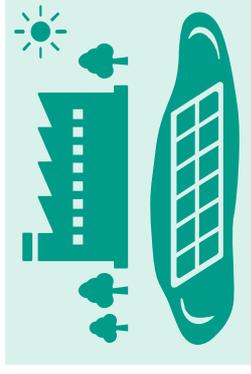
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
 ⑥：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑥ 令和3年度～令和6年度
 ②③⑤ 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

※コスト要件

- ①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分額の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連設備）

日本政策金融公庫 中小企業事業		日本政策金融公庫 国民生活事業	
貸付対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)	
資金使途	非化石エネルギー設備を導入するための費用		
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー		
貸付期間	20年以内		
貸付限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内	
貸付利率	基準利率：太陽光 特別利率①（基準利率－0.4%）：太陽光（10kW以上の自家消費型）、太陽熱、地中熱 特別利率②（基準利率－0.65%）：上記以外の設備		
利率の一例（※）	貸付期間5年以内 基準利率： 1.07% (2022年3月1日時点)	貸付期間5年以内 基準利率： 2.07% (2022年3月1日時点)	
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。	
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※：沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）		

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

農山漁村・地域循環資源活用

(再生可能エネルギー、マテリアル利用) のことなら

相談窓口にご相談ください！

全国ご当地エネルギー協会の専門家、事業の実践者が皆さまのご質問に答えします。
ご相談は**無料**です。お気軽にお問い合わせください。

＼ 農山漁村の活性化につながる /



再生可能エネルギー、マテリアル利用にご関心のある皆さまへ

当協会では、農山漁村に豊富に存在する自然資源を活用して、再生可能エネルギーの導入やマテリアル利用をご検討されている農業関係者の方々を支援しています(令和4年度農林水産省補助事業)。
まずは、下記の相談窓口へ、お問い合わせください！！

疑問に思ったら？

ソーラーシェアリングを始めたいけど、どのような手続きが必要？

小水力発電を検討しているが、許認可などの手続きについて、詳しく教えて欲しい。



他にも…

各種発電事業(バイオガス発電・木質バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電)の事業計画・資金調達・地域や自治体との合意形成・技術面等に関する相談、小型バイオマスボイラー導入、木質バイオマスのマテリアル利用など、各種相談を受け付けています！

まずは相談！

全国ご当地エネルギー協会

当協会ホームページの相談窓口フォームにご記入いただくか、本チラシ裏面の「FAX 送信用紙」をご記入の上、**03-3355-2205**にお送りください。

フォームでお送りいただいた場合は、自動返信が届きます(FAXの場合は、受付のご連絡はありません)。その後、事務局が適切な専門家を選出し、専門家より直接連絡させていただきます。専門家の状況によって(海外出張等の場合)は、お時間いただくことがありますのでご了承ください。

*ホームページには、よくあるご質問をまとめてありますので、ご覧ください。

専門家が回答します

受け付けたご相談は、各分野の**専門家**が回答します。また、必要があれば、専門家を現地まで派遣することも可能です。



例えば…

- ・ソーラーシェアリングなら、事業化に向けた許認可、設備関係、資金調達まで具体的なアドバイスが可能です。
- ・小水力発電なら、事業計画の妥当性の判断、許認可、技術面、リスクマネジメント等、発電までに必要な一連のステップで(関係者紹介含)支援が可能です。

*窓口の受付対象となるのは、農林漁業団体、農林漁業者、地方自治体、研究機関等の方々です。

相談窓口・連絡先詳細

■ホームページ

当協会ホームページにアクセス後、メニューバーの「農山漁村地域循環資源・相談窓口」をクリックしてください。
もしくは、<https://communitypower.jp/support-contact>に直接アクセスしてください。

■FAX・TEL

「FAX 送信用紙」(裏面)をご記入の上、**03-3355-2205**にお送りください。
基本的にはホームページ、FAXでの受付となりますが、どちらも難しい場合は、お電話でも可能です。
03-3355-2212にお電話ください。

農山漁村再生可能エネルギー相談窓口

地方農政局食品企業課を中心に、営農型太陽光発電の実施に向けた相談への対応や、優良事例やチェックリスト等を情報提供し、農業者等による営農型太陽光発電の検討をバックアップします。

また、取組に係る収支検討や技術的な課題の解決を支援するため、業界団体等と連携して専門家を御紹介します。

御相談がありましたら、最寄りの農政局等へ御連絡ください。

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 **☎ 011-330-8810**
北海道を担当

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 022-221-6146**
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 048-740-0427**
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当

北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 076-232-4149**
新潟県・富山県・石川県・福井県を担当

東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 052-746-6430**
岐阜県・愛知県・三重県を担当

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 075-414-9024**
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当

中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 086-222-1358**
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当

九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課 **☎ 096-300-6330**
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 **☎ 098-866-1673**
沖縄県を担当